

石垣（7） 1号建物地下燃料配電磁弁取替

業務隊長	管理科長	工事企画		作成者
陸上自衛隊石垣駐屯地業務隊				

仕 様 書

- 1 件名：石垣（7）1号建物地下燃料配電磁弁取替
- 2 場所：沖縄県石垣市宇平得大俣1273番地404 陸上自衛隊石垣駐屯地

3 概要

工 事 項 目	規 格	数 量	備 考
機械設備			
EDE型耐圧防爆形電磁弁	EDEF-T 32A	1 個	

4 一般事項

- (1) 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（最新版 機械設備工事編、最新版 電気設備工事編）（以下、「改修標仕」という。）」及び関係諸規則に基づき実施する。
- (2) 請負者は本作業に先立ち、担当官と協議のうえ工程表を作成し、担当官の承諾を受けるものとする。
- (3) 本仕様書及び図面に記載無き事項で、疑義が生じた場合は担当官と調整し、その指示に従い実施すること。
- (4) 本仕様書及び図面に記載されてある寸法・規格については、あくまでも標準寸法・規格であるため、実際の作業に際しては、必ず現地にて採寸・調査を行い実施すること。
- (5) 請負者は、作業の主要な段階及び担当官の指示する場所において写真撮影を実施すること。項目は、着手前・中・後、隠蔽部分、使用材料及び担当官の指示箇所とする。また写真は、作業完了後速やかに現像し、A4判アルバム（プリント可）に整理のうえ1部提出すること。
- (6) 作業実施中において、管理施設及び人員に損傷・損害を与えた場合は速やかに担当官に報告するとともに、請負者の責任において補償及び復旧すること。
- (7) 作業実施に際し、仕様書・図面に明記なき事項であっても、当然必要と考えられる事項については担当官と協議のうえ指示に従い実施すること。
- (8) 作業実施に際し、請負者は作業条件を作業関係者に十分把握させると共に作業員に対して安全教育を実施し安全な作業方法の確認及び安全点検を確実に実施すること。
- (9) 駐屯地の出入門時間は、08時30分～17時00分とする。ただし、夜間作業実施時等の場合でこれを超える時間については担当官と協議するものとする。
- (10) 本作業で発生した鉄くず（金属類等）は、発生材報告書を提出のうえ、担当官が指示する所定の位置（場内運搬距離約1km程度）に搬入・集積すること。また、鉄くず（金属類等）以外の廃棄物については、産業廃棄物として適切に処分し、産業廃棄物処理管理票E票（マニフェスト）の写しを1部提出すること。
- (11) その他不明な事項、提出書類等はその都度監督官と協議し、指示に従うこと。

5 特記事項

- (1) 本作業に必要な器具及び消耗品等は全て請負業者の負担において準備すること。
- (2) 機器設置後は、試運転調整を行い試運転結果報告書を1部提出すること。
- (3) 使用する材料は、すべて新品とし担当官の承認及び検査を受けたものを使用すること。
- (4) 作業の際は、油漏れがないよう適切に養生し作業すること。もし、油漏れした場合は、適切に処置し、すみやかに担当官に報告すること。

6 提出書類

(1) 種類・部数

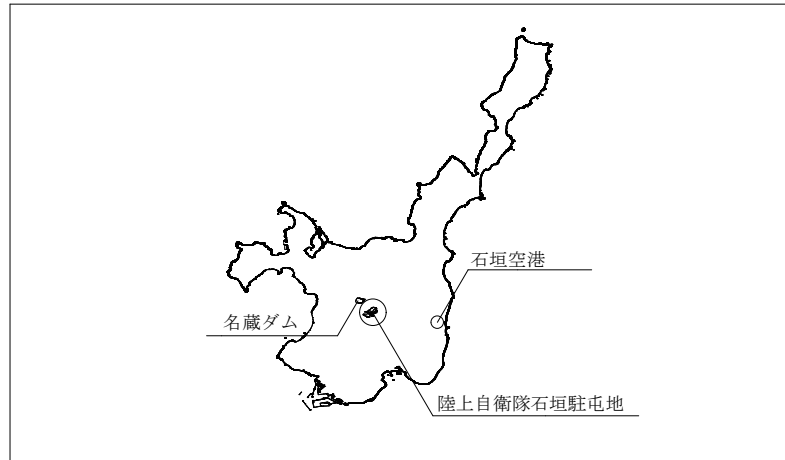
ア 工程表	1部 (契約後すみやかに)
イ 現場代理人等通知書	1部 (契約後すみやかに)
ウ 着工(着手)届	1部 (着工当日)
エ 竣工(完了)届	1部 (完了当日)
オ 作業写真	1部 (工事完了後すみやかに)
カ 契約金額内訳明細書	1部 (契約後すみやかに)
キ 出荷証明書	1部 (工事完了後すみやかに)
ク 各種報告書、試験成績書等	1部 (工事完了後すみやかに)
ケ 産業廃棄物処理票の写し (E票)	1部 (必要に応じて)
コ その他指示された書類	1部 (その都度)

(2) 提出方法

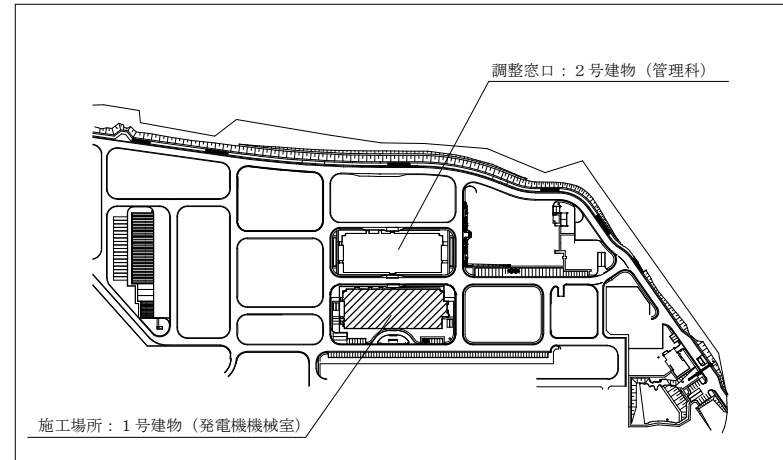
提出書類一式を綴じる事が可能なファイル等と共に提出すること。

7 完成検査

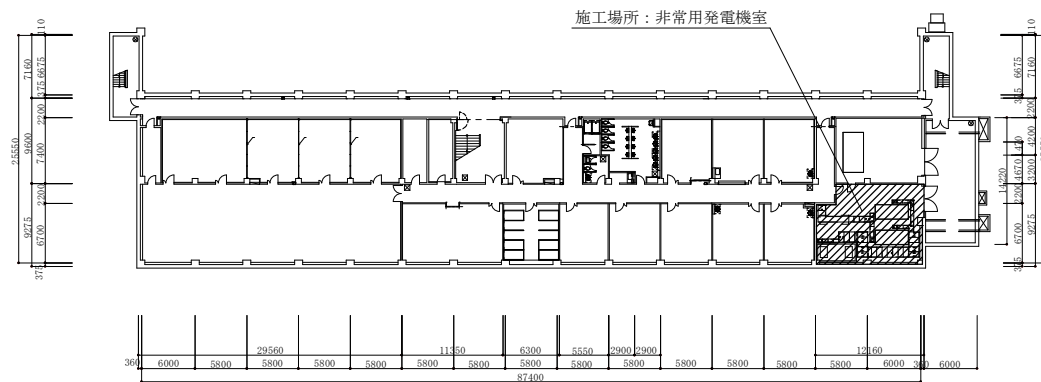
本作業は、検査官の完了検査合格をもって完了とする。手直しが生じた場合は、手直し完了後検査官の再検査を実施し検査合格をもって完了とする。



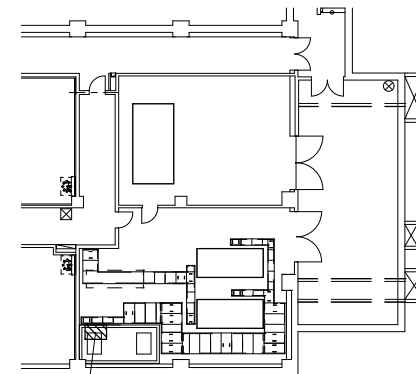
案内図 S=1/500



配置図 S=1:X



1号建物地下1階平面図 S=1/600



発電機機械室平面図 S=1/300